

とくしま オーガニック情報

NPO法人徳島県有機農産物認証協会機関誌

第 3 号

徳島市かちどき橋1丁目41番地
徳島県林業センター4階
徳島県農業会議内
TEL 088-655-8368
FAX 088-655-8364

夫婦で認定

上勝町 阪東卓保さん
美智子さん



昨年9月に勝浦郡上勝町生実の阪東卓保さんと、妻美智子さんが本協会から有機認定を受けました。夫婦そろって有機認定を受けるのは本県では初めてですが、全国的にも珍しいことです。卓保さんは生産行程管理者に認定され、5,325㎡の認定圃場で有機スダチ・ユコウ・ユズを生産。美智子さんは製造業者に認定され、卓保さんが生産した有機スダチ・ユコウ・ユズを、有機スダチ酢・ユコウ酢・ユズ酢に加工します。

本年度 有機認定

なお、本協会では、本年度11件の有機認定をしましたが、あと9件は次のとおりです。

- 美馬郡木屋平村字森遠344番地の松家繁信さん。松家さんは生産行程管理者として認定され、3,164㎡の認定圃場で有機ユズを生産します。
- 美馬郡木屋平村字森遠404番地の西村利治さん。西村さんは生産行程管理者として認定され、4,595㎡の認定圃場で有機ユズを生産します。
- 美馬郡木屋平村字森遠165番地の休石竹良さん。休石さんは生産行程管理者として認定され、4,955㎡の認定圃場で有機ユズを生産します。
- 徳島市新蔵町1丁目78番地3の新居克之さん。新居さんは生産工程管理者として認定され、那賀川町にある142㎡の認定圃場で有機黒米を生産します。

- 麻植郡鴨島町内原144番地の野田ハニー食品工業株式会社さんです。同社は製造業者として認定され、オーガニック・ブルーベリージュース、オーガニック・リンゴジュース、オーガニック・オレンジジュースを生産します。
- 美馬郡脇町字拝原1300番地の美馬農業協同組合さんです。同農協は製造業者として認定され、木屋平村の認定工場で有機ユズ酢を生産します。
- 勝浦郡勝浦町大字三浜字定岡103番地の21のかねきち産業有限会社さんです。同社は製造業者として認定され、有機ユズ酢・有機ユコウ酢を生産します。
- 美馬郡美馬町字妙見60番地の2の金谷和夫さんです。金谷さんは生産行程管理者として認定され、1,055㎡の認定圃場で有機キウイフルーツを生産します。
- 美馬郡美馬町字切久保321番地の福島俊晴さん。福島さんは生産行程管理者として認定され、2,067㎡の認定圃場で有機キウイフルーツを生産します。

1年間の活動記録

●第4回理事会

平成15年5月30日、徳島市「ウエルシティ徳島厚生年金会館」で第4回理事会を開き、①総会議案、②有機JAS登録認定機関協議会の加入について、——協議しました。

●第3回通常総会

平成15年5月30日、徳島市「ウエルシティ徳島厚生年金会館」で第3回通常総会を開き、①平成14年度の事業報告並びに収支決算②役員改選③15年度の事業計画並びに収支予算④15年度の会費額並びに賦課納入⑤有機JAS登録認定機関協議会の加入、——について審議しました。



この結果、議案①、③、④、⑤については原案どおり決定され、②の役員改選については全員再任されました。また、総会の記念講演として、NPO法人兵庫県有機農業研究会の小前達子氏から「私の有機野菜の取り組みについて」聴きました。

●「有機農産物の格付担当者」等講習会

平成15年6月30日午前、徳島市「ウエルシティ徳島厚生年金会館」で「有機農産物の格付担当者」等講習会を開き、受講・修了者8名に「修了書」を交付しました。



●「有機農産物の生産行程管理者」等講習会

平成15年6月30日午後、徳島市「ウエルシティ徳島厚生年金会館」で「有機農産物の生産行程管理者」等講習会を

開き、受講・修了者68名に「修了書」を交付しました。

●**県農業大学校で講義**

平成15年7月22日、徳島県農業大学校のアグリテクノスクールの受講生40名に有機JAS制度について講義しました。

●**第5回判定委員会**

平成15年9月11日、徳島市「さくら荘」で第5回判定委員会を開きました。

●**第6回判定委員会**

平成15年9月17日、徳島市「さくら荘」で第6回判定委員会を開きました。

●**後継者グループに説明**

平成15年10月9日、徳島市多家良地区の農業後継者グループに有機JAS制度について説明しました。

●**徳島ビジネスチャレンジメッセ2003出展**

平成15年10月30日～11月1日、徳島市「アスティとくしま」で開催された徳島ビジネスチャレンジメッセ2003に出展、本協会や有機JAS制度関係のパネル、資料などを展示しました。



●**秋田県における特別栽培農産物認証制度の視察研修**

平成15年10月31日、秋田市の社団法人秋田県農業公社で「秋田県における特別栽培農産物認証制度の取り組みについて」視察研修しました。

●**第7回判定委員会**

平成15年11月8日、徳島市「徳島プリンスホテル」で第7回判定委員会を開きました。

●**有機検査員・判定員研修会**

平成16年2月25日、徳島市「さくら荘」で有機検査員・判定員研修会を開きました。

●**第8回判定委員会**

平成16年2月25日、徳島市「さくら荘」で第8回判定委員会を開きました。

●**有機視察研修**

平成16年3月17日、本協会の会員と検査員・判定員合同の有機視察研修を実施し、25名が参加。本協会から有機認定を受けた上勝町の阪東農園と阪東食品で、有機スダチ・ユコウ・ユズの生産と有機スダチ酢・ユコウ酢・ユズ酢の加工を、徳島市の新居克之さんで、有機黒米の生産について視察研修しました。



●**第9回判定委員会**

平成16年3月24日、徳島市「さくら荘」で第9回判定委員会を開きました。

有機農産物の日本農林規格等の一部改正

昨年11月18日に「有機農産物の日本農林規格」、「有機農産物加工食品の日本農林規格」が下記のとおり改正、同年12月18日に施行されました。

有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）の一部改正新旧対照表

改 正	現 行																								
<p>有機農産物の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 (略) (有機農産物の生産の原則) 第2条 (略) (定義) 第3条 (略) (生産の方法についての基準) 第4条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p>	<p>有機農産物の日本農林規格 (目的) 第1条 (略) (有機農産物の生産の原則) 第2条 (略) (定義) 第3条 (略) (生産の方法についての基準) 第4条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 項</th> <th style="width: 40%;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場等の条件</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ほ場等における肥培管理</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ほ場に播種又は植え付ける種苗</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ほ場等における有害動植物の防除</td> <td>耕種的防除(作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことを行う。)、物理的防除(光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的方法により有害動植物の防除を行うことを行う。)、及び生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するよう環境の整備により有害動植物の防除を行うことを行う。)、又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること(農産物の防除、物理的防除又は生物防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2に掲げる農薬のみが使用されていること。)</td> </tr> <tr> <td>輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	基 準	ほ場等の条件	(略)	ほ場等における肥培管理	(略)	ほ場に播種又は植え付ける種苗	(略)	ほ場等における有害動植物の防除	耕種的防除(作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことを行う。)、物理的防除(光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的方法により有害動植物の防除を行うことを行う。)、及び生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するよう環境の整備により有害動植物の防除を行うことを行う。)、又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること(農産物の防除、物理的防除又は生物防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2に掲げる農薬のみが使用されていること。)	輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 項</th> <th style="width: 40%;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場等の条件</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ほ場等における肥培管理</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ほ場に播種又は植え付ける種苗</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ほ場等における有害動植物の防除</td> <td>耕種的防除(作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことを行う。)、物理的防除(光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的方法により有害動植物の防除を行うことを行う。)、及び生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するよう環境の整備により有害動植物の防除を行うことを行う。)、又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること(農産物の防除、物理的防除又は生物防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2に掲げる農薬のみが使用されていること。)</td> </tr> <tr> <td>輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	基 準	ほ場等の条件	(略)	ほ場等における肥培管理	(略)	ほ場に播種又は植え付ける種苗	(略)	ほ場等における有害動植物の防除	耕種的防除(作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことを行う。)、物理的防除(光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的方法により有害動植物の防除を行うことを行う。)、及び生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するよう環境の整備により有害動植物の防除を行うことを行う。)、又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること(農産物の防除、物理的防除又は生物防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2に掲げる農薬のみが使用されていること。)	輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	(略)
事 項	基 準																								
ほ場等の条件	(略)																								
ほ場等における肥培管理	(略)																								
ほ場に播種又は植え付ける種苗	(略)																								
ほ場等における有害動植物の防除	耕種的防除(作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことを行う。)、物理的防除(光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的方法により有害動植物の防除を行うことを行う。)、及び生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するよう環境の整備により有害動植物の防除を行うことを行う。)、又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること(農産物の防除、物理的防除又は生物防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2に掲げる農薬のみが使用されていること。)																								
輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	(略)																								
事 項	基 準																								
ほ場等の条件	(略)																								
ほ場等における肥培管理	(略)																								
ほ場に播種又は植え付ける種苗	(略)																								
ほ場等における有害動植物の防除	耕種的防除(作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことを行う。)、物理的防除(光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的方法により有害動植物の防除を行うことを行う。)、及び生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するよう環境の整備により有害動植物の防除を行うことを行う。)、又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること(農産物の防除、物理的防除又は生物防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2に掲げる農薬のみが使用されていること。)																								
輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	(略)																								

(有機農産物の名称の表示)

第5条 (略)
別表1 (略)
別表2

農	薬	基	準
除虫菊乳剤 デリス乳剤 デリス粉 デリス粉剤 なたね油乳剤 マシソ油エアソル マシソ油乳剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶液 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 硫酸銅 生石灰			除虫菊から抽出したものであること。
液化窒素剤 天敵等生物農薬及び生物農薬製剤 性フェロモン剤 誘引剤 忌避剤 クロレラ抽出物製剤 混合生薬抽出物液剤 カゼイン石灰 パラフィン ワックス水和剤 二酸化炭素剤 ケイソウ土剤			ボルドー剤調製用に限ること。 ボルドー剤調製用に限ること。

(注) 農薬の使用に当たっては、農薬の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表3 (略)

(有機農産物の名称の表示)

第5条 (略)
別表1 (略)
別表2

農	薬	基	準
除虫菊乳剤 デリス乳剤 デリス粉 デリス粉剤 なたね油乳剤 マシソ油エアソル マシソ油乳剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶液 及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 硫酸銅 生石灰			除虫菊から抽出したものであること。
(削る) 天敵等生物農薬及び生物農薬製剤 性フェロモン剤 誘引剤 忌避剤 クロレラ抽出物製剤 混合生薬抽出物液剤 カゼイン石灰 パラフィン ワックス水和剤 二酸化炭素剤 ケイソウ土剤 食酢			ボルドー剤調製用に限ること。 ボルドー剤調製用に限ること。

(注) 農薬の使用に当たっては、農薬の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表3 (略)

有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																								
<p>有機農産物加工食品の日本農林規格 (目的) 第1条 (略) (有機農産物加工食品の生産の原則) 第2条 (略) (定義) 第3条 (略) (生産の方法についての基準) 第4条 (略) (有機農産物加工食品の名称及び原材料名の表示) 第5条 (略) 別表1</p>	<p>有機農産物加工食品の日本農林規格 (目的) 第1条 (略) (有機農産物加工食品の生産の原則) 第2条 (略) (定義) 第3条 (略) (生産の方法についての基準) 第4条 (略) (有機農産物加工食品の名称及び原材料名の表示) 第5条 (略) 別表1</p>																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 1727 691 2036">農 薬</th> <th data-bbox="647 1122 691 1727">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="695 1727 738 2036">クエン酸</td> <td data-bbox="695 1122 738 1727">pH調整剤として使用するもの又は野菜加工品若しくは果実加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="743 1727 786 2036">D L-リンゴ酸</td> <td data-bbox="743 1122 786 1727">野菜加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="791 1727 834 2036">乳酸</td> <td data-bbox="791 1122 834 1727">ろ過助剤として使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1727 882 2036">L-アスコルビン酸</td> <td data-bbox="839 1122 882 1727">pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 1727 930 2036">タンニン</td> <td data-bbox="887 1122 930 1727">菓子類、砂糖類、豆類の調製品若しくはめん・パン類に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="935 1727 978 2036">炭酸ナトリウム</td> <td data-bbox="935 1122 978 1727">果実加工品の乾燥に使用する場合又は穀類加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 1727 1026 2036">炭酸カリウム</td> <td data-bbox="983 1122 1026 1727">野菜加工品、果実加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1031 1727 1074 2036">炭酸カルシウム</td> <td data-bbox="1031 1122 1074 1727">凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜加工品、果実加工品若しくは豆類の調製品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1078 1727 1121 2036">炭酸アンモニウム</td> <td data-bbox="1078 1122 1121 1727">凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1727 1169 2036">炭酸マグネシウム</td> <td data-bbox="1126 1122 1169 1727">凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1174 1727 1217 2036">塩化カリウム</td> <td data-bbox="1174 1122 1217 1727">凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1222 1727 1265 2036">塩化カルシウム</td> <td data-bbox="1222 1122 1265 1727">pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 1727 1313 2036">塩化マグネシウム</td> <td data-bbox="1270 1122 1313 1727">pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1318 1727 1361 2036">粗製海水塩化マグネシウム</td> <td data-bbox="1318 1122 1361 1727">pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1366 1727 1409 2036">水酸化ナトリウム</td> <td data-bbox="1366 1122 1409 1727">pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1414 1727 1455 2036">水酸化カリウム</td> <td data-bbox="1414 1122 1455 1727">pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1460 1727 1503 2036">水酸化カルシウム</td> <td data-bbox="1460 1122 1503 1727">pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。</td> </tr> </tbody> </table>	農 薬	基 準	クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野菜加工品若しくは果実加工品に使用する場合に限ること。	D L-リンゴ酸	野菜加工品に使用する場合に限ること。	乳酸	ろ過助剤として使用する場合に限ること。	L-アスコルビン酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。	タンニン	菓子類、砂糖類、豆類の調製品若しくはめん・パン類に使用する場合に限ること。	炭酸ナトリウム	果実加工品の乾燥に使用する場合又は穀類加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。	炭酸カリウム	野菜加工品、果実加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。	炭酸カルシウム	凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜加工品、果実加工品若しくは豆類の調製品に使用する場合に限ること。	炭酸アンモニウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。	炭酸マグネシウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。	塩化カリウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。	塩化カルシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。	塩化マグネシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。	粗製海水塩化マグネシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。	水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。	水酸化カリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。	水酸化カルシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 808 691 1122">農 薬</th> <th data-bbox="647 203 691 808">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="695 808 738 1122">クエン酸</td> <td data-bbox="695 203 738 808">pH調整剤として使用するもの又は野菜加工品若しくは果実加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="743 808 786 1122">D L-リンゴ酸</td> <td data-bbox="743 203 786 808">野菜加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="791 808 834 1122">乳酸</td> <td data-bbox="791 203 834 808">ろ過助剤として使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 808 882 1122">L-アスコルビン酸</td> <td data-bbox="839 203 882 808">pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 808 930 1122">タンニン</td> <td data-bbox="887 203 930 808">菓子類、砂糖類、豆類の調製品若しくはめん・パン類に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="935 808 978 1122">炭酸ナトリウム</td> <td data-bbox="935 203 978 808">果実加工品の乾燥に使用する場合又は穀類加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 808 1026 1122">炭酸カリウム</td> <td data-bbox="983 203 1026 808">野菜加工品、果実加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1031 808 1074 1122">炭酸カルシウム</td> <td data-bbox="1031 203 1074 808">凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜加工品、果実加工品若しくは豆類の調製品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1078 808 1121 1122">炭酸アンモニウム</td> <td data-bbox="1078 203 1121 808">凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 808 1169 1122">炭酸マグネシウム</td> <td data-bbox="1126 203 1169 808">凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1174 808 1217 1122">塩化カリウム</td> <td data-bbox="1174 203 1217 808">凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1222 808 1265 1122">塩化カルシウム</td> <td data-bbox="1222 203 1265 808">pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 808 1313 1122">塩化マグネシウム</td> <td data-bbox="1270 203 1313 808">pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1318 808 1361 1122">粗製海水塩化マグネシウム</td> <td data-bbox="1318 203 1361 808">pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1366 808 1409 1122">水酸化ナトリウム</td> <td data-bbox="1366 203 1409 808">pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1414 808 1455 1122">水酸化カリウム</td> <td data-bbox="1414 203 1455 808">pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1460 808 1503 1122">水酸化カルシウム</td> <td data-bbox="1460 203 1503 808">pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。</td> </tr> </tbody> </table>	農 薬	基 準	クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野菜加工品若しくは果実加工品に使用する場合に限ること。	D L-リンゴ酸	野菜加工品に使用する場合に限ること。	乳酸	ろ過助剤として使用する場合に限ること。	L-アスコルビン酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。	タンニン	菓子類、砂糖類、豆類の調製品若しくはめん・パン類に使用する場合に限ること。	炭酸ナトリウム	果実加工品の乾燥に使用する場合又は穀類加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。	炭酸カリウム	野菜加工品、果実加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。	炭酸カルシウム	凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜加工品、果実加工品若しくは豆類の調製品に使用する場合に限ること。	炭酸アンモニウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。	炭酸マグネシウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。	塩化カリウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。	塩化カルシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。	塩化マグネシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。	粗製海水塩化マグネシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。	水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。	水酸化カリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。	水酸化カルシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
農 薬	基 準																																																																								
クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野菜加工品若しくは果実加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
D L-リンゴ酸	野菜加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
乳酸	ろ過助剤として使用する場合に限ること。																																																																								
L-アスコルビン酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。																																																																								
タンニン	菓子類、砂糖類、豆類の調製品若しくはめん・パン類に使用する場合に限ること。																																																																								
炭酸ナトリウム	果実加工品の乾燥に使用する場合又は穀類加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。																																																																								
炭酸カリウム	野菜加工品、果実加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。																																																																								
炭酸カルシウム	凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜加工品、果実加工品若しくは豆類の調製品に使用する場合に限ること。																																																																								
炭酸アンモニウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。																																																																								
炭酸マグネシウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。																																																																								
塩化カリウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。																																																																								
塩化カルシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
塩化マグネシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
粗製海水塩化マグネシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
水酸化カリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。																																																																								
水酸化カルシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。																																																																								
農 薬	基 準																																																																								
クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野菜加工品若しくは果実加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
D L-リンゴ酸	野菜加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
乳酸	ろ過助剤として使用する場合に限ること。																																																																								
L-アスコルビン酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。																																																																								
タンニン	菓子類、砂糖類、豆類の調製品若しくはめん・パン類に使用する場合に限ること。																																																																								
炭酸ナトリウム	果実加工品の乾燥に使用する場合又は穀類加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。																																																																								
炭酸カリウム	野菜加工品、果実加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。																																																																								
炭酸カルシウム	凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜加工品、果実加工品若しくは豆類の調製品に使用する場合に限ること。																																																																								
炭酸アンモニウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。																																																																								
炭酸マグネシウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。																																																																								
塩化カリウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。																																																																								
塩化カルシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
塩化マグネシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
粗製海水塩化マグネシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。																																																																								
水酸化カリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。																																																																								
水酸化カルシウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。																																																																								

<p>DL-酒石酸 L-酒石酸 DL-酒石酸ナトリウム L-酒石酸ナトリウム DL-酒石酸水素カリウム L-酒石酸水素カリウム <u>リン酸二水素カルシウム</u> 硫酸カルシウム</p> <p>アルギン酸 アルギン酸ナトリウム カロブベーンガム グアーガム トリアカンスガム アラビアガム キサントガム カラヤガム カゼイン ゼラチン ペクチン エタノール ミックスコフエロール 酵素処理レシチン 酵素分解レシチン 植物レシチン 卵黄レシチン タルク ペントナイト カオリン ケイソウ土 パーラライト 二酸化珪素 活性炭 ミツロウ カルナウバロウ 香料 窒素 酸素 二酸化炭素 その他の食品添加物</p>	<p>菓子類に使用する場 合に限ること。 菓子類に使用する場 合に限ること。 穀類加工品又は菓子 類に使用する場 合に限ること。 穀類加工品又は菓子 類に使用する場 合に限ること。 膨張剤として粉類に 使用する場 合に限ること。 凝固剤として使用する もの又は菓子類、豆 類の調製品若 しくはパン酵母に 使用する場 合に限ること。</p> <p>食用油脂又は菓子類 に使用する場 合に限ること。</p> <p>漂白処理又は有機溶 媒抽出をせ ずに得られたもの に限ること 漂白処理又は有機溶 媒抽出をせ ずに得られたもの に限ること 漂白処理又は有機溶 媒抽出をせ ずに得られたもの に限ること 漂白処理又は有機溶 媒抽出をせ ずに得られたもの に限ること</p> <p>ゲル又はコロイド溶 液として使用する場 合に限ること。 分離剤として使用する 場 合に限ること。 分離剤として使用する 場 合に限ること。 化学的に合成された ものでないこと。</p> <p>次の要件を満たすも のであること。 1 当該食品の製造若 しくは加工上必要不 可欠であること。 2 栄養価若しくは品 質の安定性を保持す ること。 3 消費者の判断を誤 らせるおそれのない こと。 4 天然物質又は天然 物質に由来し、化学 的に合成され た物質を添加して いないこと。</p>	<p>DL-酒石酸 L-酒石酸 DL-酒石酸ナトリウム L-酒石酸ナトリウム DL-酒石酸水素カリウム L-酒石酸水素カリウム <u>リン酸一水素カルシウム</u> 硫酸カルシウム</p> <p>アルギン酸 アルギン酸ナトリウム カロブベーンガム グアーガム トリアカンスガム アラビアガム キサントガム カラヤガム カゼイン ゼラチン ペクチン エタノール ミックスコフエロール 酵素処理レシチン 酵素分解レシチン 植物レシチン 卵黄レシチン タルク ペントナイト カオリン ケイソウ土 パーラライト 二酸化珪素 活性炭 ミツロウ カルナウバロウ 香料 窒素 酸素 二酸化炭素 その他の食品添加物</p>	<p>別表2(略)</p>
<p>DL-酒石酸 L-酒石酸 DL-酒石酸ナトリウム L-酒石酸ナトリウム DL-酒石酸水素カリウム L-酒石酸水素カリウム <u>リン酸一水素カルシウム</u> 硫酸カルシウム</p> <p>アルギン酸 アルギン酸ナトリウム カロブベーンガム グアーガム トリアカンスガム アラビアガム キサントガム カラヤガム カゼイン ゼラチン ペクチン エタノール ミックスコフエロール 酵素処理レシチン 酵素分解レシチン 植物レシチン 卵黄レシチン タルク ペントナイト カオリン ケイソウ土 パーラライト 二酸化珪素 活性炭 ミツロウ カルナウバロウ 香料 窒素 酸素 二酸化炭素 その他の食品添加物</p>	<p>菓子類に使用する場 合に限ること。 菓子類に使用する場 合に限ること。 穀類加工品又は菓子 類に使用する場 合に限ること。 穀類加工品又は菓子 類に使用する場 合に限ること。 膨張剤として粉類に 使用する場 合に限ること。 凝固剤として使用する もの又は菓子類、豆 類の調製品若 しくはパン酵母に 使用する場 合に限ること。</p> <p>食用油脂又は菓子類 に使用する場 合に限ること。</p> <p>漂白処理又は有機溶 媒抽出をせ ずに得られたもの に限ること 漂白処理又は有機溶 媒抽出をせ ずに得られたもの に限ること 漂白処理又は有機溶 媒抽出をせ ずに得られたもの に限ること 漂白処理又は有機溶 媒抽出をせ ずに得られたもの に限ること</p> <p>ゲル又はコロイド溶 液として使用する場 合に限ること。 分離剤として使用する 場 合に限ること。 分離剤として使用する 場 合に限ること。 化学的に合成された ものでないこと。</p> <p>次の要件を満たすも のであること。 1 当該食品の製造若 しくは加工上必要不 可欠であること。 2 栄養価若しくは品 質の安定性を保持す ること。 3 消費者の判断を誤 らせるおそれのない こと。 4 天然物質又は天然 物質に由来し、化学 的に合成され た物質を添加して いないこと。</p>	<p>DL-酒石酸 L-酒石酸 DL-酒石酸ナトリウム L-酒石酸ナトリウム DL-酒石酸水素カリウム L-酒石酸水素カリウム <u>リン酸一水素カルシウム</u> 硫酸カルシウム</p> <p>アルギン酸 アルギン酸ナトリウム カロブベーンガム グアーガム トリアカンスガム アラビアガム キサントガム カラヤガム カゼイン ゼラチン ペクチン エタノール ミックスコフエロール 酵素処理レシチン 酵素分解レシチン 植物レシチン 卵黄レシチン タルク ペントナイト カオリン ケイソウ土 パーラライト 二酸化珪素 活性炭 ミツロウ カルナウバロウ 香料 窒素 酸素 二酸化炭素 その他の食品添加物</p>	<p>別表2(略)</p>

よくある 質問 と その 回答

Q 1

生産行程管理担当者と格付担当者の兼務は可能ですか。

A

それぞれの業務を適正に実施するためには、生産行程管理担当者と格付担当者は別の者であることが望ましいのですが、認定を受ける圃場の数が少なかったり面積が小さいなど、同一人で両業務を行うことが可能であると登録認定機関が認めた場合にあっては、生産行程管理担当者と格付担当者を兼務することが可能です。

Q 2

名称として「有機無農薬トマト」と表示することはできますか。

A

「無農薬」表示は、JAS法第19条の10で規制されている「有機」表示やこれと紛らわしい表示には該当しませんので、有機JASマークがついている（有機農産物の日本農林規格を満たしている）ものであって、かつ、実際に無農薬で栽培しているものであれば、「有機無農薬」と表示することは可能です。しかし、平成15年5月に改正した特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにおいて、消費者が「有機」表示より「無農薬」表示が優れていると誤解することを避けるため、「無農薬」表示を表示禁止事項にしていることを踏まえると、「有機無農薬」という表示は好ましくありません。

Q 3

有機栽培に家畜の糞尿を堆肥として使用する場合、その家畜のエサも有機栽培で作られたエサでなければならないのですか。また、稲ワラを堆肥として使用する場合、その稲ワラは有機栽培のものでなければならないのですか。

A

この場合の家畜のエサは、有機栽培で作られたものでなくても結構です。また、稲ワラについても有機栽培で作られたものでなくても結構です。

◇本協会会員◇

平成16年3月31日現在

個人会員

団体会員

•天田善信	阪東農園	徳島県農業協同組合中央会	有限会社 かじもと農園
加集彰夫	福德丈士	全国農業協同組合連合会徳島県本部	有限会社 酒井農園
•関貫佳孝	藤川清幸	徳島市農業協同組合	有限会社 西地食品
北岡忠幸	曲清春	大津農業協同組合	徳島県農業会議
木内良太郎	山上英吉	東とくしま農業協同組合	社会福祉法人 あゆみ園
後藤 實	•藤村和行	かいふ農業協同組合	かねきち産業有限会社
斎藤定一	•阪東食品	板野郡農業協同組合	阿南市農業協同組合
塩田 勇	•田村 好	市場町農業協同組合	株式会社 谷食糧
高尾 茂	•大亀寿秀	美馬農業協同組合	徳島精工株式会社
田村博昭	•福島俊晴	阿波みよし農業協同組合	有限会社 太閤酒造場
長江太一	•金谷和夫	市岡製菓株式会社	野田ハニー食品工業株式会社
•新居克之		日新酒類株式会社	• グランド印刷株式会社
		光食品株式会社	• 印は平成15年度に新しく会員になった方です。(順不同)

本協会の趣旨

徳島県内の有機農産物の生産者、流通業者及び加工業者に対して、JAS法に基づく、有機農産物及び有機農産物加工食品の認証活動などを行うことにより、環境にやさしい農業の発展に寄与することを目的とする。

本協会の主な事業

- ・ JAS法に基づく有機食品の認証事業
- ・ 有機食品認証制度に関する啓発普及事業
- ・ 有機食品流通促進のための情報交換の事業
- ・ その他目的を達成するために必要な事業

会員のメリット

- ・ 認定申請手数料の減免
- ・ 講習会、研修会、視察等参加費の減免
- ・ 広報誌への広告掲載
- ・ 生産者、消費者、流通業者、加工業者による情報交換会（商談会）の開催

年会費

個人会員 10,000円 団体会員 30,000円

◆◆◆◆◆お知らせ◆◆◆◆◆

〈有機農産物生産行程管理者等講習会の開催計画〉

本協会に認定申請をする「有機農産物の生産行程管理者」、「有機農産物加工食品製造業者」、「有機農産物及び有機農産物加工食品の小分け業者」は、本協会、もしくは（社）日本農林規格協会が行う「有機農産物生産行程管理者等講習会」と「有機農産物等格付担当者講習会」を受講・修了する義務があります。

「有機農産物生産行程管理者等講習会」については本年6月頃に開催する計画です。場所は徳島市内で、時間は半日程度です。受講料は、本協会会員は無料、一般の方は2,000円です。具体的日程等が決まり次第、広くご案内します。また、「有機農産物等格付担当者講習会」についても同日に開く計画です。

なお、これらの講習会の受講・修了は、認定後1年以内の受講・修了も認められております。

〈申請書の配付〉

- ◎「有機認定申請書」は、本協会の事務所で直接、又は郵送で配付します。
- 事務所での配付は、土・日曜日、祝祭日、年末年始以外の午前8時半～午後5時までの間に行います。
- 郵送をご希望の方は、240円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封の上、郵送でお申し込みください。
- 申請書は、フロッピーディスク(一太郎、ワード)で配付することも可能です。

事務所案内図



編集後記

本協会が最初の有機認定をしたのが一昨年11月です。昨年11月にその認定者の定期監査を行い、これで認定業務としては一通りのことを行ったこととなります。また、昨年12月には本協会も農林水産消費技術センターの有機認定業務の監査を受け、問題点等の指摘を受けました。これで認定機関としては一通りのことを経験したことになり、一人前になったと言えるかもしれません。が、本協会の守備範囲から言えば、まだやっていないことがあります。それは、野菜農家の認定と小分け業者の認定です。有機をめざす野菜農家、小分け業者の中には、認定の基準、要件等は満たしているが、申請書の書き方が分からないから申請をしない方がいるのではないかと思います。そうであれば、遠慮せずに気軽にお問い合わせ下さい。

本協会事務局・本誌編集担当 難波 力